通所介護利用料金表

◎介護給付（介護保険の給付対象となるサービス）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付され、利用者は１割の自己負担となります。(一定以上の所得がある方は原則として利用料金の２割又は３割になります。)

【通所介護】基本料金

所要時間	要介護1		要介護2		要介護3	
	利用料	一部負担金（1割）	利用料	一部負担金（1割）	利用料	一部負担金（1割）
5時間以上6時間未満	5,700 円	**570 円**	6,730 円	**673 円**	7,770 円	**777 円**
6時間以上7時間未満	5,840 円	**584 円**	6,890 円	**689 円**	7,960 円	**796 円**
7時間以上8時間未満	6,580 円	**658 円**	7,770 円	**777 円**	9,000 円	**900 円**

所要時間	要介護4		要介護5	
	利用料	一部負担金（1割）	利用料	一部負担金（1割）
5時間以上6時間未満	8,800 円	**880 円**	9,840 円	**984 円**
6時間以上7時間未満	9,010 円	**901 円**	10,080 円	**1,008 円**
7時間以上8時間未満	10,230 円	**1,023 円**	11,480 円	**1,148 円**

【通所介護】各種加算料金

	利用料	一部負担金〈1割〉	加算内容
入浴加算（Ⅰ）	400円／日	**40円／日**	ご利用者の状態に応じた入浴介助を行った場合に加算。
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	560円／日	**56円／日**	看護職員等を機能訓練指導員として配置し、ご利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成、3カ月毎に1回以上訪問、計画の進捗状況の説明・見直し等を行いながら、適切な機能訓練を行った場合加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円／日	**22円／日**	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が 25%以上の場合（Ⅰ）、介護福祉士の割合が 50%以上の場合(Ⅱ)を加算。介護福祉士の割合が 40%以上又は介護ｻｰﾋﾞｽをご利用者に 直接提供する職員(生活相談員･看護･介護職員･機能訓練指導 員)の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が 30%以上である場合(Ⅲ)を加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180円／日	**18円／日**	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	60円／日	**6円／日**	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 92/1000	**左記の１割**	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県 知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所 介護サービスを行った場合左記の単位を加算
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 90/1000		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 80/1000		
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 64/100		
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位数の 81/100		